



福島県ブロック建築技能士会会則

第1章 総則

(名称)
第1条

この会は、福島県ブロック建築技能士会(以下、士会)と称する。

(事務所)
第2条

士会の事務所は、会長宅あるいは事務選任者宅に置くものとする。

(目的)
第3条

士会は、技能士の技能及び知識の向上、並びに技能士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、技能に対する社会的評価を高め、地域の産業振興に寄与し、安全安心なブロック建築構造物、エクステリア等を社会に提供することを目的とする。

(事業内容)
第4条

士会は目的を達成する為、主に次に掲げるものを行う。

- (1) 後継者の育成と技能向上訓練
- (2) 会員相互の親睦交流
- (3) 未加入技能者の会への加入促進
- (4) 倒壊の恐れのある塀(ブロック建築構造物等)の調査、査察、診断、指導
- (5) 違法新築塀(ブロック建築構造物等)の調査、査察、指導
- (6) その他、この会の目的を達成する為の事業

2 会員相互扶助の為必要のある場合、協同して事態の改善を図るものとする。

第2章 会員

(会員)
第5条

士会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員は原則として、会員の住所に該当する支部に所属する。

(入会)
第6条

入会は、入会申込書により各支部長、又は会長に申し込むものとする。

2 入会時に入会費として6,000円を納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。
(1)退会したとき
(2)死亡、若しくは失踪宣言(後継者継続の場合除く)を受けたとき
(3)2年以上会費を滞納したとき
(4)除名されたとき

(退会)

第8条 会員は役員会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出し脱会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、役員会の議決に基づき除名することができる。ただし、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)士会の会則、又は規則に違反したとき
(2)士会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費)

第10条 会員は会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しない

3 会費は年会費制とし、金額を6,500円とする。但し別途支部会費を徴収することも認め、その金額については各支部に一任する。

(届出)

第11条 会員は次に掲げる事項に変更があったときには、遅滞なく会長、又は支部長に届け出なくてはならない。
(1)氏名
(2)住所又は勤務先
(3)雇用保険番号、一人親方等特別加入保険番号(加入している場合)

第3章 役員

(役員)

第12条 士会には、次の役員を置く。
(1)会長 1人
(2)副会長 各支部長が兼任
(3)総務 1人
(4)事務局 1人
(5)会計 1人
(6)会計監査 2人

(役員を選任)

第13条

会長は総会において選任する。

2 副会長は各支部長が兼務する。

3 事務局、会計、会計監査については会長選任とする。

(役員職務)

第14条

会長は、士会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序に従い、その職務を代行する。

3 総務は、会長及び副会長を補佐して士会の常務を執行し、会長、副会長が共に欠けた場合は、その職務を代行する。

4 事務局は、各種事業の遂行にあたり必要な事務手続きを担うとともに、各種記録簿を作成し、会員への周知を図る。

5 会計は、出納を通じ会の資金状況を正しく把握し、事業を実施する際の予算措置について、会長、副会長へ適宜助言を行う。

6 会計監査は、会の決算報告を監査・証明する。

(役員任期)

第15条

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(種別)

第16条

士会の会議は、役員会及び総会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条

総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は役員をもって構成する。

(権限)

第18条

総会は、この会則で定めるものの他、士会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 役員会は、この会則で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)
第19条

通常総会は、毎年1回開催する。

(召集)
第20条

役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(顧問)
第21条

士会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の意見を聴いて会長が委嘱する。

3 会長は、士会の事業運営、その他重要な事項について、顧問の助言を求めることができる。

第5章 変更その他

(会則の変更)
第22条

この会則は、総会において会員の議決をもって変更することができる。

(追加事項)
第23条

この会則に定めるものの他、士会の運営において必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は平成 21年 6月 28日から施行する。

改正 平成 22年 6月 27日

施行は平成 22年 6月 28日からとする。

改正 平成 26年 6月 14日

施行は平成 26年 6月 15日からとする。